



新しい時代の消費生活、男女共同参画を自らが考える場を意味しています

アイネス ホツと通信

i...愛情・情報・私 ne...新しさ (= new) 次の時代 (= next) s...消費 s...参画



特集：特定商取引法と割賦販売法の一部改正について

合同会社説明会

INDEX

特集	2~3
消費生活のひろば	4~5
男女共同参画のひろば	6~7
アイネスの講座・イベントのお知らせ	8



アイネス
相談ダイヤル

- ◆消費生活等相談 097-534-0999
- ◆消費生活特別相談 097-534-0999
第3日曜日(休館日)を除く日曜日 (13:00~16:00)
- ◆食品表示110番 097-536-5000
- ◆男女共同参画についての申出 097-534-8477
- ◆女性総合相談 097-534-8874
- ◆女性のための仕事相談 097-534-8614
- ◆県民相談 097-534-9291

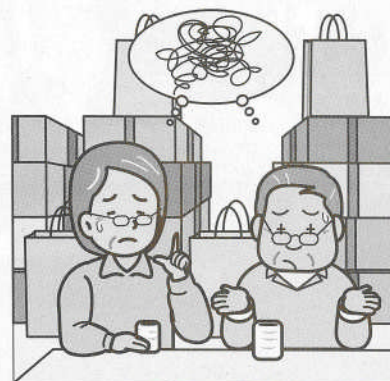
特定商取引法と割賦販売法の一部改正について

(平成20年6月成立、21年12月までに施行)

特定商取引（特に訪問販売）を取り巻く環境の現状を映し出すキーワードとして、「高齢者」「大量の販売契約」「クレジット」があります。近年、高齢者に対するクレジットを利用した訪問販売などによる被害が深刻化しています。執拗な勧誘を断り切れずに大量の購入契約を結ばされた事例や、悪質な勧誘販売行為を助長するクレジット会社の不適正な、あるいは過剰な与信の事例が目立ちます。また、インターネット通信販売などの新分野における返品をめぐってのトラブルや不当請求の手段となる迷惑メールの問題、クレジットカード情報の漏洩など、新たな消費者被害が発生しています。

こうした状況に対処するため、法制度の見直しを含めた検討が行われました。その結果、特定商取引法の規制対象取引の問題と割賦販売法の規制対象であるクレジット取引の問題とは表裏一体の関係にあり、実効性のある措置を講じるためには両法の相互連携による対策が不可欠との認識から同時改正に至ったものです。

以下、改正の主なポイントを紹介します。



ポイント 規制の抜け穴が解消された！

>> 指定商品・指定役務制を廃止

これまでは、特定の商品やサービスについての取引だけが特定商取引法の規制対象だったが、改正により原則すべての商品・サービスが規制対象になった（ただし、クーリング・オフになじまない商品・サービスなどは規制から除外された）。

>> 割賦の定義の見直し

これまでは「2か月以上かつ3回払い以上」の分割払いのクレジット契約が規制対象だったが、「2か月以上経過後の1回払い、2回払い」も規制の対象になった。

ポイント 訪問販売の規制が強化された！

>> 再勧誘の禁止

「契約しない意志」を示した消費者への、訪問販売業者の再度の勧誘が禁止された。

>> 過量販売の取消し

通常の生活で必要とする量を著しく超える量の商品等の購入契約をさせられた場合、契約後1年間は契約解除ができるようになった。

ポイント クレジット規制が強化された！

>> 既払金返還ルールの導入

訪問販売業者等の虚偽説明や過量販売による個別クレジット契約は、解約と既払金の返還が可能になった。

>> 過剰与信規制の導入

クレジット会社は指定信用情報機関を利用した支払能力調査を義務付けられ、契約者の支払い能力を超える過剰なクレジット契約を結ぶことが禁止された。

(22年12月までに施行)

>> 業者登録制の導入

個別クレジット業者が登録制となり、行政による監督規定が導入された。

ポイント インターネット取引等の規制が強化された！

>> 通信販売における解除権の創設

通信販売にはクーリング・オフ制度はないが、通信販売の広告に商品の返品条件が掲載されていない場合は、商品到着後8日間は送料消費者負担で返品が可能になった。

>> 未承諾広告電子メールの禁止

消費者が事前に請求や承諾をしない限り、電子メール広告を送信することは禁止された。

※迷惑「電子メール広告」規制は、昨年12月1日から施行されている。なお、請求や承諾をしていない電子メールが届いた場合は、下記の(財)日本産業協会のアドレスまで転送ください。

spam-in@nissankyo.jp

◆特定商取引法とは・・・

訪問販売など消費者トラブルを生じやすい特定の取引類型を対象に、トラブル防止のルールを定め、事業者による不公正な勧誘行為等を取り締まることにより消費者取引の公正を確保するために設けられた法律。

◆割賦販売法とは・・・

割賦販売(代金を分割して定期的に支払うことを約束した売買)等に係る取引を公正にし、購入者等の利益を保護するために設けられた消費者信用法の中核をなす法律。





それって

ヤミ金融

じゃありませんか？

ヤミ金融は多重債務者を狙っています。



「ヤミ金融」とは、貸金業登録の有無にかかわらず、違法な高金利で貸し付けを行い、暴力的な取り立てをする業者です。ヤミ金の金利は「トヨン」や「トゴ」などが一般的で、それぞれ10日で4割(年1460%)、10日で5割(年1825%)という金利になります。ヤミ金がターゲットにしているのは、サラ金やクレジットを利用して返済が困難に陥っている多重債務者です。ヤミ金融対策法や新貸金業法の成立により、ヤミ金への罰則が強化されたことにより、知事登録をしたヤミ金業者は大幅に減少しています。現在は、「名簿屋」から多重債務者の名簿を入手して、ダイレクトメールや電話で融資勧誘を行い、被害者と顔を合わせることなく、携帯電話で取り立てを行い、「口座屋」から入手した他人名義の口座に弁済金を送金させる無登録「非対面型090金融」が多数を占めているといわれています。ヤミ金の取り立ては、借り手ばかりでなく、家族、勤務先、近隣住民にまで及ぶことが多く、取り立てを苦に自殺に追い込まれるケースも少なくありません。ヤミ金を利用してしまったときは、早めに最寄りの弁護士会や司法書士会に相談することが大事です。また、ヤミ金は犯罪行為ですから、積極的に警察に相談し、被害届を出すことです。以下、ヤミ金融業者の手口などを紹介します。

●登録詐称業者

他の貸金業者の登録番号を使用したり、架空の登録番号を使用し登録業者を装う。

●090金融

チラシ等に携帯電話番号と業者名しか書かず、「宅配融資」「来店不要」「即日融資」などの文句で誘い、違法な高金利で小口融資を行う。

●システム金融

複数の業者が一人の債務者の情報を共有し、取り立てを迫る一方で借り換えを促し、次々に高利の融資を行う。

●押し貸し

勝手に業者から口座に現金が振り込まれ、法外な高金利を請求される。

●紹介屋

低金利で融資するように誘い「あなたの信用状態はよくない。うちでは貸せないが他の店を紹介する」と言って、紹介料をだまし取る。

●買取り屋

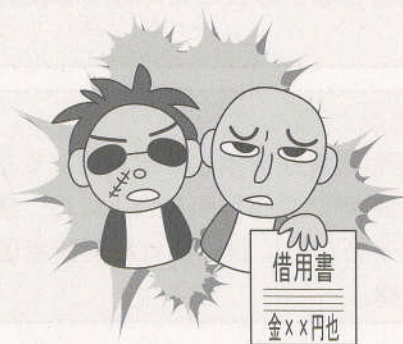
融資の条件として、クレジットカードで次々と商品を買わせ、それらを定価以下の安い金額で買い取る。申込者には業者への借金とクレジット会社への借金が残る。

●整理屋

「あなたの債務を整理します」と広告し、整理手付金などの名目で現金をだまし取る。

●融資保証金詐欺(貸しません詐欺)

最近多い振り込め詐欺の一種。低金利で融資すると誘い、融資前に保証金や登録料の名目で振り込ませる。





気をつけて！

海外商品先物取引



！海外商品市場での大豆、砂糖、コーヒー、金等の先物取引による被害が絶えません。

！金のスポット取引や海外商品のオプション取引などは、海外先物規制法の適用を受けていませんが(特定商取引法の対象)これらも「必ずもうかる」わけではありません。

- 先物取引とは、将来の一定の時期に商品を受渡しする約束で、その価格を現時点で決める取引で、商品等の公正な価格形成等をするために必要な取引です。約束の期日に実物の商品(現物)の受渡しをする方法だけでなく、期日までに現金で取引の差額を授受して決済できる特徴があります。先物取引は少ないお金(証拠金という)で大きな取引を行うため、相場が思う通りに動けば利益を得ることもあります。しかし、逆に動けば大きな損失になることもあり、場合によっては最初に投資した証拠金だけでは足りなくなってしまうこともあります。
- 先物取引は、「売買の期限があるため、期限までに何らかの取引を行わなければならない」「委託追証拠金が発生する場合がある」等、株式とはしくみが大きく異なっており、取引によって損失が拡大していく危険性があることを理解しておくことが大切です。
- 悪質業者は、必ずもうかるかのように勧誘したり、何時間もねばります。こんなときは、きっぱりと断りましょう。
- 「やめたいのにやめさせてくれない」「断っているのにしつこい勧誘がある」など、海外商品市場の取引に関する苦情・相談がありましたら下記にお電話ください。



＜大豆、コーン、砂糖、コーヒー等の農産物資＞

九州農政局生産経営流通部食品課 096-353-7366

＜金、銀、プラチナ等貴金属、原油等の経済産業物資＞

九州経済産業局消費者相談室 092-482-5458

製品の長期使用に伴う経年劣化事故の防止のために

「長期使用製品安全点検・表示制度」がスタートします！

～平成21年4月1日から施行～

○長期使用製品安全点検制度（消費生活用製品安全法の改正）

長期間の使用に伴い生ずる劣化（経年劣化）により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い以下の9品目について、点検制度が設けられます。

- ・屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用、LPガス用）
- ・屋内式ガスバーナー付ふろがま（都市ガス用、LPガス用）
- ・石油給湯器 ・石油ふろがま ・密閉燃焼（FF）式石油温風暖房機
- ・ビルトイン式電気食器洗機 ・浴室用電気乾燥機

上記9品目の製造・輸入事業者（特定製造事業者等）、販売事業者等（特定保守製品取引業者）、関連事業者、消費者等（所有者）それぞれが適切に役割を果たして経年劣化による製品事故を防止するための制度です。

○長期使用製品安全表示制度（電気用品安全法の省令改正）

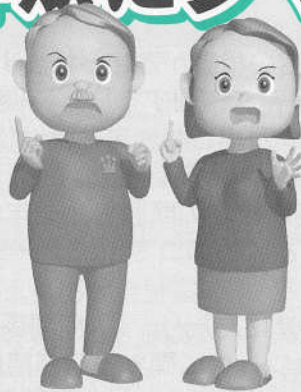
経年劣化による重大事故発生率は高くないものの、事故件数が多い製品について、設計上の標準使用期間と経年劣化についての注意喚起等の表示が義務化されます。

- ・対象製品／扇風機・エアコン・換気扇・洗濯機・ブラウン管テレビの5品目

点検を実施するほどではないものの、長期にわたり使用されるため、消費者等に長期使用時の注意喚起を促す表示を義務付ける制度です。

振り込め詐欺にダマされないで!

- 「振り込んで!」と言われたら、詐欺だと疑いましょう!
- 今すぐ、大金を振り込まなければ大変なことになることなど現実にはありません。まず確認することが先です。
- 「オレオレ電話」がかかったら、家族しか知らないことをどんどん質問しましょう。「合い言葉」を決めておくのもよいですね。



- 覚えのない請求はがきやメールが来たら無視しましょう。連絡してはいけません。心配であれば消費生活センターなどに相談しましょう。
- 「お金を貸します」と言った後で、「保証金を振り込んで」なんて変な話ですよ。とにかく「振り込んで」と言われたら疑いましょう。
- 役所が「還付金がある」と電話して来たり、「ATMで還付する」ことなど絶対にありません。

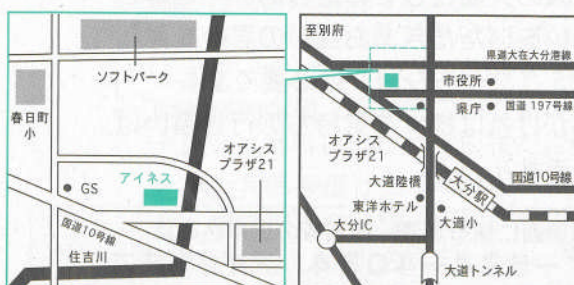
アイネスの講座・イベントのお知らせ

3月予定表

1 日	13:00~16:00	特別相談(消費生活)
2 月		
3 火	9:30~16:30	働きたい女性のための託児サービス
4 水		
5 木	9:30~16:30	働きたい女性のための託児サービス
6 金		
7 土		
8 日	13:00~16:00	特別相談(消費生活)
9 月	10:00~11:00	消費生活啓発講座(別府市荘園)
10 火	9:30~16:30	働きたい女性のための託児サービス
	13:30~15:30	男女共同参画地域・企業・若年者・団塊向け啓発講座(豊後高田市)
11 水		
12 木	9:30~16:30	働きたい女性のための託児サービス
	13:15~17:00	IT学習支援(OA研修室無料開放)
13 金		
14 土	13:30~16:30	男女共同参画地域・企業・若年者・団塊向け啓発講座(天心堂へびぎ病院)
15 日		休館日
16 月		
17 火	9:30~16:30	働きたい女性のための託児サービス
18 水	13:30~15:30	男女共同参画地域・企業・若年者・団塊向け啓発講座(大分市社会福祉センター)
19 木	9:30~16:30	働きたい女性のための託児サービス
20 金		春分の日
21 土		
22 日	13:00~16:00	特別相談(消費生活)
23 月		
24 火	9:30~16:30	働きたい女性のための託児サービス
	10:00~12:00	男女共同参画地域・企業・若年者・団塊向け啓発講座(大分市社会福祉会館)
25 水		
26 木	9:30~16:30	働きたい女性のための託児サービス
	13:15~17:00	IT学習支援(OA研修室無料開放)
27 金		
28 土		
29 日	13:00~16:00	特別相談(消費生活)
30 月	10:00~11:30	消費生活啓発講座(杵築市健康福祉センター)
	13:00~14:00	消費生活啓発講座(杵築市上本庄生活改善センター)
31 火	9:30~16:30	働きたい女性のための託児サービス

4月予定表

1 水		
2 木	9:30~16:30	働きたい女性のための託児サービス
3 金		
4 土		
5 日	13:00~16:00	特別相談(消費生活)
6 月		
7 火	9:30~16:30	働きたい女性のための託児サービス
8 水		
9 木	9:30~16:30	働きたい女性のための託児サービス
	13:15~17:00	IT学習支援(OA研修室無料開放)
10 金		
11 土		
12 日	13:00~16:00	特別相談(消費生活)
13 月		
14 火	9:30~16:30	働きたい女性のための託児サービス
15 水		
16 木	9:30~16:30	働きたい女性のための託児サービス
17 金		
18 土		
19 日		休館日
20 月		
21 火	9:30~16:30	働きたい女性のための託児サービス
22 水		
23 木	9:30~16:30	働きたい女性のための託児サービス
	13:15~17:00	IT学習支援(OA研修室無料開放)
24 金		
25 土		
26 日	13:00~16:00	特別相談(消費生活)
27 月		
28 火	9:30~16:30	働きたい女性のための託児サービス
29 水		昭和の日
30 木	9:30~16:30	働きたい女性のための託児サービス



大分県消費生活・男女共同参画プラザ〈アイネス〉

〒870-0037大分市東春日町1-1 (NS大分ビル内)
 TEL.097-534-4034 (代表) FAX.097-534-0684
 ホームページ <http://www.pref.oita.jp/13040/index.html>
 Eメール a13040@pref.oita.lg.jp

アイネス★ホットと通信・2009年3月号(平成21年3月1日 発行) / 大分県消費生活・男女共同参画プラザ〈アイネス〉